

第6回教育委員会（定）

開会日時令和7年3月27日（木）

閉会日時午前10時00分

開会場所教育支援センター

午前10時58分

出席者

教 育 長	長 沼 豊
委 員	小 林 美 香
委 員	青 木 義 男
委 員	野 田 義 博
委 員	善 本 久 子

出席事務局職員

事務局次長	林 栄 喜	地域教育力担当部長	雨 谷 周 治
教育総務課長事務取扱参事	諸 橋 達 昭	学 務 課 長	金 子 和 也
指 導 室 長	富 田 和 己	新しい学校づくり課長	柏 田 真
学校配置調整担当課長	早 川 和 宏	施設整備担当副参事	彼 島 勲
生涯学習課長	太 田 弘 晃	地域教育力推進課長	高 木 翔 平
教育支援センター所長	石 野 良 恵	中央図書館長	松 崎 英 司

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 皆様、おはようございます。本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和7年第6回の教育委員会を開会いたします。

本日の会議に出席する職員は、林次長、雨谷地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長事務取扱参事、金子学務課長、富田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、彼島施設整備担当副参事、太田生涯学習課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により野田委員にお願いいたします。

本日の委員会は2名から傍聴の申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたのでお知らせいたします。

次に、非公開による審議とする案件の確認をいたします。

報告1「令和7年度教育委員会事務局職員異動（係長級以上）」については、人事情報のため、本日の教育委員会において公開で審議を行うことにより、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、一時非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

（異議なし）

教 育 長 それでは、そのように処理します。
それでは議事に入ります。

○議案

日程第一 議案第14号 東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

（教育総務課）

教 育 長 初めに、日程第一 議案第14号「東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 教育委員会事務局、次長でございます。

議案第14号「東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」ということで、提出者は長沼豊教育長でございます。

こちらは、4月1日付で教育委員会の組織改正がございますが、それに伴い、所要の規定を整備する必要があるということで提出させていただきました。

詳細につきましては、教育委員会事務局参事の方から説明させていただきます。

教育総務課長 それでは、「総－1」をご覧ください。

中身の方をご説明いたします。

2 / 4 ページ目の新旧対照表でお話をさせていただきます。

まず、第2条のところに教育総務課に置かれます係があります。こちら、右側が改正前、左側が改正後になっております。

新しく、左側を見ていただきまして、部活動地域移行係が新設されるということで、これを左側のところに係としてお示ししているところでございます。

その上で、3 / 4 のところに行ってくださいまして、そのことと絡みまして、各係の分掌事務のお話になります。

現在、部活動の地域移行に関しましては、庶務係の分掌事務となっております。こちらを、先ほど申し上げました新たな係に移管するために、庶務係のところから削除するということを、まず1つ、行います。

その上で、4 / 4 ページに行ってくださいまして、黄色い部分に飛ぶのですが、下の方に、新たに左側、部活動地域移行係のところに2つ分掌事務を置いています。

この係は、1つ目、部活動の地域移行に関すること。これが先ほどから庶務係から移ってきてこちらに移るということ。もう1つは、区立中学校の部活動に関すること、この2つを分掌事務といたします。

なお、従来、区立中学校の部活動に関しましては、指導室、学習支援係が担っておりました。それが移管されるのですが、この組織規則上は、特段、学習支援係のところに分掌事務として項目を立てて書き出されてはいなかったものですから、そちらの方の修正は必要ないのですが、表面上、字面的には見えないのですが、指導室から教育総務課部活動地域移行係に移るということで、学校部活動のことも、学校部活動が地域移行される新たな活動のことも、全てこの地域移行係で分掌していくという形になります。これが1つ目です。

もう1つが、多様な学び推進担当係長という組織が設置されるのですが、担当係長ですとか、担当課長、こちらにつきましては、この附則と法令との位置づけでは、置くことができるという、できる規定を持った上で、特段、それに基づいて個別の担当課長、担当係長ができたときに記述を修正するということがございませんので、この中には表れてきませんが、多様な学び推進担当係長というものが新たに設置されます。

その上で、その仕事なのですが、その仕事は、便宜上といいますか、この組織規則上は、今、計画係が教育総務課にございます。この計画係の5番目の仕事として、4 / 4 ページのところ、上のところに(5)ということで「多様な学びの推進計画に関すること」ということで、新たに追加記述をいたします。

この部分を、ここには記載されませんが、担当係長が担っていくということになります。

その上で、これら2つのこと、部活動の地域移行関係と多様な学びの推進に関すること、こちらにつきましては、同じく置くことができる規定によりまして、担当課長が新たに組織として設置されます。この担当課長が教育総務課の分掌事務ではありますが、この部分2つにつきましては、特任をして、教育総務課長か

ら分任されて、所管していくという構造になっております。

新たに教育委員会では、多様な学び推進担当課長ができ、部活動地域移行係ができ、多様な学び推進担当係長ができという形で、新たに仕事が展開していくということで、こちらの規則を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 それでは、質疑意見等ございましたらご発言ください。

多様な学びというところで、2つに力を入れるということなのですが、部活動の地域移行はイメージがありますが、多様な学びというのはどういう中身か、お話ししていただけますか。

教育総務課長 今回、所掌事務のところでは、多様な学びの推進計画に関することということで分掌事務を記載させていただいております。

多様な学びは非常に広くありますし、現時点でも教育委員会で各課がそれぞれ所掌する事務を中心に担っているという状況がございますので、今回、まず多様な学びの新たな組織、この係、担当係長と担当課長で担うのは多様な学びの推進計画に関することということで、仮称になると思うのですが、「多様な学び推進プラン」といったものを作る。これが1つ大きな任務となります。

一方、多様な学びというものは非常に広くございます。我々はこれを一番広い意味で捉えておりますので、まず、学校教育の中で多様な学びを展開するということはもちろん1つありますが、学校教育にとどまらず、社会教育分野においても多様な学びという、その部分が広いということが1つ。

もう1つは、不登校ですとか、そのような部分、子どもに特化することなく、子どもから大人まで、要はその部分についても、広く多様な学びの推進という概念、これを、これまでも推進してきましたが、これをしっかりとプランで固めていき、策定をし、それを今やっております教育委員会の教育行政全てにかかっていくような形、これをしっかりと定めてまいりますというところで多様な学びを捉えておりますし、推進体制を組んでいるというところでございます。

教 育 長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。何かご質問等はございますか。

善 本 委 員 よろしくお願ひします

私からは1つ、質問させていただければと思います。

部活動地域移行係の中で、ご説明にあったように、全中学校の部活動に関することの担当というコンセプトで、移行だけではなく、現状の部活動というものこちらの係で所管されるということになるということなのですが、その係の中には、例えば教育系の職員が配置されたり、兼務するというようなことが想定されているのでしょうかという質問です。

教育総務課長　今回、この係は、係長を含めて5人の係になる予定です。いずれも事務職員で、教育公務員といいますか、これは配置されないのですが、もともと指導室におります指導主事の皆さんと教育委員会内、それぞれの課、係は常に連携をして動いているところがありますので、そのような知見、経験はそのような形で活用できるという体制が組まれるということと、現在、今年度につきましても、地域移行する上で部活動の現場を知らないといけないわけなので、我々が常に、そういう意味で言うと、事務系の職員ではありましたが、学校現場、顧問、その他と常に連絡を取り、現場にも行っておりましたので、そのような部分でも、いきなり畑違いのものを担ってそれがうまく回るかどうかという不安の中でスタートするという形ではないというふうに認識しております。

善本委員　ありがとうございます。

教　育　長　他にいかがでしょうか。

(なし)

教　育　長　なければ、お諮りします。日程第一　議案第14号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教　育　長　それでは、そのように決定します。

○議案

日程第二　議案第15号　幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令
(教育総務課)

日程第三　議案第16号　指導主事の旅費支給規程の一部を改正する訓令
(教育総務課)

教　育　長　次に、日程第二　議案第15号「幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令」と、日程第三　議案第16号「指導主事の旅費支給規程の一部を改正する訓令」についてを、一括して、次長と教育総務課長から説明願います。

次　　　長　では、教育委員会、事務局次長でございます。

議案第15号「幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令」と議案第16号「指導主事の旅費支給規程の一部を改正する訓令」でございます。

いずれも、提出者は、長沼豊教育長でございます。

今回のこの2つの旅費の支給規程の改正につきましては、区全体の組織改正に行いまして、所要の規定を整備するということでの趣旨でございまして、詳細に

つきましては、事務局参事の方からご説明を申し上げます。よろしくお願いします。

教育総務課長 よろしくお願いします。

これは2つがほぼ同じ理由から来る、同じ中身の改正になりますので、「総-2」の方で見たいと思います。

2/2のところに新旧対照表がございます。こちらを使ってお話をしたいと思います。

いずれも、旅費規程のところで行政職給料表が関係してくるのですが、これには我々の階級といいますか、例えば参事級だったら何級、副参事級だと何級というようなところを引っ張ってくることになるのですが、現時点では、最上位が6級でした。

それが、今回、この教育委員会内の規則等には表れてこないのですが、区長部局側の組織改正の中で、新たに「技監」というポストが実は追加で設置されることに、急遽なりました。それが4月1日から設置されるのですが、その技監の級が実は6級までしか今までなかったのが、7級ということになります。

このポストの級が7級ということになりまして、その関係で、今まで6級しかなかった、これら幼稚園教育職員の指導主事の旅費支給規程のこの表の部分を、事実上は恐らく使わないですし、教育委員会の中で7級というポストはないのですが、便宜上、連動している関係で7級に対応する改正をしないといけないというところでございます。

それがありますので、こちらの表でいきますと、改正後のところに「6級」となっていたものが「6级以上」という、「以上」という言葉をつけて、この7級、新たに設置された部分に対応すると、そういう改正をこの2つの規定に対して行うというものでございます。

以上になります。

教 育 長 質疑、ご意見等がございましたらご発言ください。
よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第二 議案第15号と日程第三 議案第16号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議案

日程第四 議案第 17 号 東京都板橋区立グリーンカレッジホール条例施行規則
の一部を改正する規則

(生涯学習課)

教 育 長 次に、日程第四 議案第 17 号「東京都板橋区立グリーンカレッジホール条例施行規則の一部を改正する規則」について、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、地域教育力担当部長です。よろしくお願いいたします。

まず、議案第 17 号でございます。「東京都板橋区立グリーンカレッジホール条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

議案提出者は、長沼豊教育長でございます。

本議案につきましては、1 つ目には児童福祉法から引用している条文、これのずれを修正するもの。

それから、2 つ目としましては、附帯設備にカラオケセット、こちらを追加するというものになってございます。

詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明いたします。

生涯学習課長 生涯学習課長でございます。よろしくお願いいたします。

「東京都板橋区立グリーンカレッジホール条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

町会連合会の方から、グリーンカレッジホールにカラオケ機器を導入してほしいというような要望がございまして、昨年度でございましたが、地域の根強い要望というところでございまして、指定管理者と協議を行いまして、カラオケ機器の方を、令和 7 年 4 月 1 日から導入し、運用するという形にしたところでございます。

このため、東京都板橋区立グリーンカレッジホール条例施行規則の一部を、次のように改正するものでございます。

カラオケのセットにつきましては、一式につき、1 回、2,000 円の使用料をいただく形となります。

また、条文に児童福祉法に関する規定がございまして、法改正等による段ずれ箇所がございましたので、併せまして改正の方をさせていただくというところで、第 5 条 3 項 2 号中の児童福祉法第 15 条を児童福祉法第 12 条に改めるものでございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、ご意見等がございましたらご発言ください。
よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第四 議案第 17 号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議案

日程第五 議案第 18 号 東京都板橋区立榛名林間学園条例施行規則を廃止する規則

(生涯学習課)

教 育 長 続いて、日程第五 議案第 18 号「東京都板橋区立榛名林間学園条例施行規則を廃止する規則」について、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 では、引き続き、よろしくお願いいたします。

議案の 18 号でございます。「東京都板橋区立榛名林間学園条例施行規則を廃止する規則」でございます。

議案の提出者につきましては、長沼豊教育長でございます。

本議案につきましては、榛名林間学園条例、こちらの廃止に伴いまして、同条例施行規則の廃止及び教育施設の使用料減免規則の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明いたします。

生涯学習課長 生涯学習課長でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

東京都板橋区立榛名林間学園につきましては、令和 6 年の板橋区議会第 4 回定例会におきまして、令和 7 年 4 月 1 日付で廃止するということを上程いたしまして、可決しているところでございます。

これに伴いまして、条例施行規則を廃止する規則につきましても、令和 7 年 4 月 1 日から施行をいたします。

この規則による廃止前の東京都板橋区立榛名林間学園条例施行規則の第 5 条の 2 の規定による使用料の納付、第 7 条の規定による使用料の還付、及び旧規則第 14 条の規定による事業報告書の提出につきましては、なお従前の例という形になります。

榛名林間学園の廃止に伴いまして、東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則につきましても、「榛名林間学園」の文言を削除するというものでございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、ご意見等がございましたらご発言ください。
よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第五 議案第 18 号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議案

日程第六 議案第 19 号 令和 7 年度東京都板橋区立図書館の管理運営に関する年度協定の締結及び令和 7 年度事業計画の承認について

(中央図書館)

教 育 長 続いて、日程第六 議案第 19 号「令和 7 年度東京都板橋区立図書館の管理運営に関する年度協定の締結及び令和 7 年度事業計画の承認について」、地域教育力担当部長と中央図書館長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、引き続き、お願いいたします。

議案の第 19 号「令和 7 年度東京都板橋区立図書館の管理運営に関する年度協定の締結及び令和 7 年度事業計画の承認について」でございます。

議案の提出者は、長沼豊教育長でございます。

現在、板橋の区立図書館につきまして、地域図書館 10 館を 3 つのグループに分けて管理運営する指定管理者、こちらは 3 社でございますけれども、こちらの業務に関する議案となっております。

本議案につきましては、令和 7 年度の年度協定を締結して、その事業計画を承認するものとなっております。

詳細につきましては、中央図書館長よりご説明いたします。

中央図書館長 よろしくお願いたします。

こちらの議案ございますが、3 事業者分ございまして、多くの資料となっております。

説明につきましては、参考資料を用いてご説明をさせていただければと思います。

「図－1」の参考資料をご覧くださいと思います。

協定の概要と事業計画の概要をまとめたものとなっております。

2 / 20 ページから、年度協定の概要がございます。

変更となった内容をここに記載してございます。

1 の年度協定の各社共通の部分でございます。年度協定の期間は、次年度に日付を変えたというところでございます。

(2) の第5条、管理業務経費でございます。

こちらは今年度に行われた指定管理者監査で指摘された内容でございます。

小学生向け絵本づくりワークショップ事業、こちらを担っていただいているのですが、これについては、個別に別途契約を結んでいるものでございまして、指定管理者業務に含めるものではないといった指摘がございました。

それに伴いまして、こちらの方を削除するものでございます。

次からは、各社による変更内容でございます。

高島平、成増、赤塚を所管している株式会社図書館流通センターでございます。

管理業務経費は今年度の経費となっております。

第15条の高島平図書館に関する特記事項でございます。

今年度に施設維持改修を行ったことによって、2か月程度の休館が生じたものでございました。こちらについては、令和7年度には予定がございませんので、削除するといった形になっております。

次が、株式会社ヴィアックスです。4館を担っていただいているところでございます。

管理業務経費は、こちらのとおりでございます。

蓮根図書館に関する特記事項がございました。

こちらは令和7年度中に施設維持改修工事を行う形となっております。空調及び屋根の方の改修が予定されておりますので、休館に関する部分について条文を追加したものでございます。

次の西台図書館に関する特記事項でございます。

こちらについても、同様に、施設維持改修工事が想定されておりますので、業務を追加するものでございます。

次のウォーターサーバーにかかる経費でございます。

各施設にウォーターサーバーを新たに設置する形となっております。こちらにおいて、水道料、電気料などがかかってくる形になりますので、文言を追加したものでございます。

次のページに移ります。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社でございます。

東板橋、氷川、小茂根の方の図書館を担っていただいております。

管理業務経費については、こちらに記載のとおりでございます。

氷川図書館に関する特記事項でございます。

氷川図書館につきましては、令和7年度後半の半年程度、休館という予定がございます。大規模な内装工事が行われる予定となっておりますので、こちらの休館期間についての条文を追加してございます。

ウォーターサーバーにかかる経費については、先ほどと同様でございます。

小茂根図書館に設置するものでございます。

最後に、業務仕様書でございます。

追加する項目が3つございます。

各地域館にWi-Fiを導入する形となっておりますので、こちらの業務につ

いて記載をしております。

あわせて、システムのリブレースがございます。こちらは業務用端末の入替えに伴う作業が発生することについて追加してございます。

あとは、氷川図書館の改修工事に伴う休館についての方を記載しているところでございます。

年度協定についての変更点は以上でございます。

次のページからは、指定管理者の事業計画をまとめたものを載せさせていただいております。

6 / 20 ページからご説明いたします。

1 の指定管理者でございます。

A グループ、B グループ、C グループに分け、先ほどの 3 事業者に委託をするといった形となっております。

指定管理期間は令和 5 年 4 月 1 日から始まりまして、令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次のページでございます。

人員配置が記載されております。

司書の割合がいずれについても 50 % 以上という仕様を守っていただくような形になってございます。

次の収支計画などはマスキングされておりますので、割愛させていただきます。

4、当該年度に達成すべき目標でございます。

いずれも、令和 9 年度、最終年度に向けて右肩上がりになるような目標をに設定させていただいているものでございます。

次のページ以降は、各社の方、詳細な各館ごとの行事を記載させていただいているものでございます。

少し飛びまして、12 / 20 ページ。

5 番、令和 7 年度重点目標への取組という形で記載させていただいております。毎年、重点目標を設定させていただいているものでございます。

令和 7 年度につきましては、3 点、想定してございます。

1 点目が、「絵本のまち板橋」の充実に向けた学校連携、地域連携への取組でございます。

2 つ目は、地域館への W i - F i 導入がございますので、I C T 機器を活用した事業の拡充、電子図書館の利用促進などを進めてございます。

3 番目は、地域図書館の活性化に向けた取組の充実でございます。

地域図書館が 10 館ございますので、来館者数、貸出し数などを伸ばしていけるような取組として、通年の目標として出させていただいております。

このページ以降は、各社の重点目標への取組を記載させていただいているものでございます。

また、事業計画につきまして、進められた主な図書館事業の他、自主企画事業といったものを記載させていただいているものでございます。

説明については以上でございます。

教 育 長 質疑、ご意見等がございましたらご発言ください。

小 林 委 員 恐れ入ります。2 / 2 0 ページのところで説明がございました、各社共通のところがあったと思うのですが、削除事項について、小学生向け絵本づくりのワークショップという、これを削除されているのですが、別途契約についてというご説明でしたので、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

中央図書館長 こちらの小学生向け絵本づくりワークショップにつきましては、個別に各事業者と契約をして委託費を支出しているものになります。指定管理料とは別の委託の経費が発生しているといった形になっております。

指定管理者を選定するに当たって、プロポーザルといって、手を挙げていただくのですが、その際に、必ずこの事業をやってくださいねといった形で、その内容でこの資料を年度協定の中に盛り込んでいたものでございます。

それが二重に重複して書いてあることになっているのではないかという指摘を受けたものでございますので、指定管理者の年度協定からは削除し、個別に契約を結ぶといった形で訂正させていただきました。

以上でございます。

小 林 委 員 分かりました。

教 育 長 よろしいですか。 他はいかがでしょうか。

青 木 委 員 1 点だけ、質問させてください。ご説明ありがとうございます。

1 2 / 2 0 ページに重点目標がございました。I C T機器を活用した事業の拡充の中で、電子図書館の利用促進がございます。

電子図書館に関しては、ものにもよるのですが、やはりコンテンツをダウンロードしたりすると、それなりの経費が発生するというような形で、大学や何かでも、学生や何か物が物すごく大量にダウンロードして、違約金につながるというようなケースが時々出てきたりします。

このようなことに関しての色々な縛りや考え方というところで、何か、図書館で何かお考えがあったら、少しお知らせいただければと思います。

中央図書館長 今の質問は、媒体の容量といったところという形でしょうか。

青 木 委 員 いや、電子図書館自体のコンテンツ、いわゆる何冊見たかというので、1 人で何冊も見えてしまっ、あるいはダウンロードしてしまっ、それをいわゆる図書の著作権を持っている方が、例えばエルゼビアとか、そのようなところでは、それに対する課金をするような。

当初想定していたものよりたくさん閲覧したり、ダウンロードするので、蓋を

開けてみるとものすごい経費がかかっているというようなケースが出てくる可能性があるのですが、その辺はどういうふうに考えていますか。

中央図書館長 中央図書館長でございます。ご指摘、ありがとうございます。

電子図書のコンテンツ自体、幾つか種類がございます。板橋区で導入しているものは、いわゆる読み放題パックとなっているものであったり、あとは著作権フリーとなっている青空文庫、これが幾らでも見ても大丈夫ですよといったものがございます。

これと別に、個別に購入しているコンテンツに限っては、52回の貸出し、または2年間といった期限が定められているもののみをコンテンツとして購入しているものでございます。

なので、無制限にダウンロードし続けられるようなものを購入しているわけではないので、そこについては対応ができているかなと考えております。

青木委員 ありがとうございます。よく分かりました。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

私から、重点目標の3番目のところで、地域図書館活性化に向けた取組の充実とありまして、先ほど貸出冊数も増やしていくという説明がありました。また、各事業者のリストのところにも、目標ということで高い数字が掲げられています。図書館全体で、区全体で、いわゆる人口当たりの貸出冊数というのも事業指標になっていまして、板橋区は人口が増えているので、なかなかこれを伸ばすのは大変なのですが、各事業者さんも努力してくれています。教育委員会としても、どのような形で貸出冊数を伸ばしていくかについての戦略があれば教えていただけますか。

中央図書館長 中央図書館長でございます。ご指摘、ありがとうございます。

来年度の内容としましては、例えば今回のシステムをリブレースした際には、Wi-Fiを導入することによって持ち運びができるような形になります。

なので、先週も桜まつりがございましたが、出張でイベントをやったときに、書架を持っていくことで、そこで貸出しができるような取組がございます。

イベントにおいて持っていった本が、50%以上借りられているといった数字の指数がございますので、そのような区として取り組んでいるものと、事業者からのイベントで活用できるもの、こちらをつなげられるような取組をしていきたいと考えております。ありがとうございます。

教 育 長 貸出しするときもさることながら、今の努力はすごくいいと思いますが、返すときの手間というのもあります。そこで返却ポストを設けたことについては、いかがでしょうか。

中央図書館長 中央図書館長でございます。

今年度の始め、6月から7月にかけて、新たに返却ポストを2か所追加したところでございます。

1か所目が、南町にございます無印良品板橋南町22といったところでございます。あそこは図書館からもかなり遠い地域でございました。こちらは無印良品様のご厚意で無料で置かせていただくことができたといったところでございます。

もう1点は、志村三丁目の駅からすぐでございますグリーンカレッジホール、社会教育施設として皆さんに使っていただいているところでございます。

こちらの2か所を新設したところで、毎月、何百冊かの実績が生まれているところでございます。その利便性を高めるといった取組も併せて取り組んでいければと思っております。

以上でございます。

教 育 長 区民の皆さんのことを考えると、駅の近くにあると通勤通学のときに返すことができるということで、今後、増やしていけるといいなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

中央図書館長 中央図書館長でございます。

返却ポストの設置について、場所の部分ですね、検討した経緯はございます。

やはり図書館からも離れた空白地域というのが最優先になっていたもので、今回はその2か所といった形にしておきました。

駅前に設置をするとなったときには、各鉄道会社に幾らかの使用料を支出する必要がございます。その辺の費用対効果も含めて検討する必要がございますので、今後の検討の材料の1つになるかなと思います。

もし置くとしたら、例えば返却ポストのみでなく、貸出もできるような宅配ボックスのような形もあるのではないかとといったところで、こちらは世田谷区さんが既に導入しているものがございます。そのような取組も、新しい情報を収集しながら考えていければなといったところでございます。

以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第六 議案第19号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○報告事項

2. 令和7年度郷土資料館展示・教育普及事業計画（案）について

（生－3・生涯学習課）

教 育 長 続いて、報告事項を聴取します。報告2「令和7年度郷土資料館展示・教育普及事業計画（案）について」について、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 生涯学習課長でございます。よろしくお願いいたします。

「生－3」をご覧いただきたいと存じます。

令和7年度郷土資料館展示・教育普及事業計画（案）についてでございます。

郷土資料館におきまして、展示事業、それから、教育普及事業につきましてご説明の方をさせていただきたいと思っております。

まず、恐縮でございます、2ページ目をご覧いただければと思っております。

こちらの方が、令和7年度の資料館の展示・教育普及事業の一覧になっているところでございます。

字が小さくて恐縮でございますが、このような形で数多くやらせていただく形を予定しているところでございます。

主立ったところを説明させていただきたいと思っておりますので、1ページ目をご覧いただければと思っております。

2、令和7年度計画の特徴でございます。

（1）板橋区史跡公園（仮称）整備準備シリーズのV e r . 4でございます。

「点と点と展キャラバン かかわりなずむ津々浦々と」でございます。

こちらの方は、史跡公園の展示事業と調査研究の成果をパネル展示で分かりやすく紹介する事業でございます。

（2）でございます。

企画展「戦後80年 区民が生きた戦争の時代」でございます。

こちらは、昭和20年8月15日の終戦から、令和7年で80年を迎えます。

戦時中の状態の聞き取りや、資料の収集を行う貴重な機会として、調査を実施いたしまして、新たに区民の皆様から寄せられた当時の資料や情報に加え、これまで郷土資料館に寄贈された戦争関連の資料を公開するものでございます。

（3）でございます。

収蔵品展「江戸時代の旅人～中山道板橋宿を行きかう旅人～」でございます。

こちらは、江戸から数えて1番目の宿場であります中山道板橋宿につきまして、諸大名の参勤交代や庶民の旅で、多様な人々が行きかい、江戸の玄関口、出迎えの場として大いににぎわいました。

今回の展示では、板橋宿を行き交う旅人と彼らを迎え入れた宿場の人々に注目して、江戸時代の旅を紹介するものでございます。

（4）特別展「没後160年 高島秋帆～高島平ものがたり～」でございます。

こちらにつきましては、高島平の地名の由来となり、没後160年を迎える高

島秋帆展と再開発が決まった高島平の誕生と団地開発について紹介するものでございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 それでは、質疑、ご意見等がございましたらご発言ください。

学芸員が頑張って、とてもいい展示をしてくれています。、私も課長と一緒に、毎回、様々な展示を見えています。区民の方にもっともっと見ていただきたいという点で、広報にぜひ力を入れていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

生涯学習課長 生涯学習課長でございます。

広報やインスタグラムと、様々な媒体を使いまして宣伝の方はしているところでございますが、なかなか集客事業がうまくいっていないような状況もございます。

令和7年度につきましては、特に特別展、高島秋帆の展示を行いまして、高島平の地域と少し離れているところがございますので、高島平駅前等でも何かできないかというようなご要望等もいただいておりますので、例えば動画を撮って公開するですとか、高島平の駅前で出張して展示を行うなど、少し工夫を凝らしながらやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

教 育 長 そうですね。高島平の名前がつく由来になった方の展示ですから、ぜひよろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。

小 林 委 員 戦後80年と高島秋帆の没後160年ということで、非常に興味深い、皆さんがご覧になっていただきたい企画だと思うのですが、この間、伺ったときに、駐車場が使えなくなっている。車で行くというのが難しいようですね。非常に難しいのですが、その辺りの対策などがありますでしょうか。

生涯学習課長 生涯学習課長でございます。

ご指摘いただきましたとおり、少し駐車場がなかなか確保できない状況になってございまして、入り口のところに1台とめられるかどうかというような形になってございます。

基本的には、公共交通機関をご利用いただいていたところで、車で来られる場合には、近くのパーキングにとめていただいて、美術館と併せてご覧いただくとか、そのような形でのご案内をさせていただいているところでございます。

ただ、なかなか少し一般の方でいいですよという形ではご紹介はしてございませんで、少し障がいをお持ちの方とか、そのようなところで特別に配慮させていただいているというようなところもございますので、基本的には公共交通機関を使って来ていただくというところをお願いしているところでございます。

教 育 長 他はいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○報告事項

3. 板橋区立小茂根図書館敷地の一部返還について

(図－2・中央図書館)

教 育 長 では、続いて、報告3「板橋区立小茂根図書館敷地の一部返還について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 中央図書館長でございます。

「図－2」に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

「板橋区立小茂根図書館敷地の一部返還について」でございます。

こちらは経緯がございますので、少し丁寧にご説明させていただきます。

資料として、添付になっている「図－2」の③ですね。こちらを見ていただければと思います。

小茂根図書館につきましては、都営小茂根一丁目住宅の1階部分を、東京都からの行政財産使用許可といった形で借り受けし、板橋区が管理運営しているものでございます。このアパートの1階部分でございます。

この小さい四角の方の部分が、今回、該当する土地になってございます。

こちらは開設当初から建物の管理をしていた部分がございました。ただ、この小さい部分につきましては、東京都住宅供給公社の管理区域であった部分がございまして、違法駐輪が多く、対応に苦慮していたという経緯がございます。

こちらについて、平成25年4月に東京都住宅供給公社が、鉄パイプを設置し、違法駐輪を予防したといった経緯がございます。

それが①の資料になってございます。現場写真でございます。

こちらについて、東京都住宅供給公社が設置し、板橋区が管理運営を担うといった形で、平成26年に設定したものになってございます。

その後、令和2年度に、「区長への手紙」などで美観を損ねるといった苦情などが寄せられていたところでございます。

これについては、東京都住宅供給公社が設置したものでございまして、こちらで撤去することはなかなか難しいといったことがございました。このような経緯を踏まえて、交渉を重ねてきたところでございます。

今年度に入りまして、令和6年には、区長部局でございます土木部土木計画・交通安全課が、こちらの土地について駐輪場を設置することができないかといった依頼がございました。

これについて、東京都などと協議をした結果、一度、我々の教育で管理している小茂根図書館のこの土地を返還して、それを改めて区長部局が借り受けて、自転車の駐輪場を設置するといった形になってございます。

報告のところに載っております報告資料でございます。

このような経緯がございまして、小茂根図書館の管理区域の一部を、我々から、一度、東京都へ返還するといった形のご報告でございます。

6にその返還理由が書いてあるものでございます。

図書館の管理運営については特に影響がございませんので、こちらの手続のみ行うといった形でございます。

説明については以上でございます。

教 育 長 質疑、ご意見等がございましたらご発言ください

野 田 委 員 ご説明ありがとうございます。

これは、小茂根図書館を利用する方が使うための駐輪場というのは、また別にあるのでしょうか。

中央図書館長 そうですね。この部分の駐車場は載せていなくて恐縮なのですが、その手前に、ちょうど別に駐輪場がございまして、これについては図書館の利用者が使える駐輪場を設置しているところでございます。

野 田 委 員 このスペースは図書館を利用する方が使用するには十分なスペースであるということでしょうか。

中央図書館長 そうですね。現状、あふれかえっているといったことはございません。

それと、営業時間につきましても、9時から8時までといったところですので、チェーンをかけるなどで管理しているところでございますので、現状は通常どおり運営できているかなといったところでございます。

野 田 委 員 それとは別に、区の方で駐輪場を整備されているということでしょうか。

中央図書館長 そうですね。そのとおりでございます。

これまで東京都から行政財産使用許可として借り受けていたので、無償で使っているところに有料のものを置いてはならないといった取決めがございました。

これについて、今度、有償で区長部局が借り受けるといった形になりまして、改めて駐輪場を設置することができるといった形になっております。

野 田 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 他はいかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。

(なし)

教 育 長 なければ、先ほど申し上げましたように、報告 1 については非公開として聴取いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。

(傍聴人 退席)

○報告事項

1. 令和 7 年度教育委員会事務局職員異動（係長級以上）

(総－ 4 ・教育総務課)

教 育 長 報告 1 「令和 7 年度教育委員会事務局職員異動（係長級以上）」について、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 よろしくお願いいたします。

「総－ 4 」をご覧ください。こちらが異動の一覧でございます。

なお、幹部職員、この最初に記載がございます、1 の幹部職員の人事につきましては、本日の 14 時、予定なのですが、そこで公開ということになりまして、それまでは取扱注意というものになっております。

14 時ジャストかどうか多少し定かでないところがありますので、今日 1 日は少し取扱注意という認識の下でご覧になっていただければというふうに思います。

それで、令和 7 年度につきましては、部長級職員の転出が 2 名、昇任が 1 名、課長級職員の転入が 3 名、昇任が 4 名ということになっております。

また、区長部局への転出は 3 名というふうになっております。

1 ページ目から、幹部職員、係長級というふうが続いておりますので、一人一人のポストと氏名については割愛をさせていただきますので、こちらをご覧ください。確認をどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長 質疑、ご意見等がございましたらご発言ください。
よろしいですか。

(なし)

教 育 長 では、報告事項は以上となります。ありがとうございました。

それでは、この委員会の最後に、3 月 31 日をもって青木委員が任期満了となりまして、大変残念ではございますが、退任されることになりました。

青木委員におかれましては、平成 25 年 4 月に就任されて以来、12 年という

長きにわたり、板橋区の教育行政にご尽力いただき、誠にありがとうございました。

青木委員から、一言、ご挨拶をいただきたいと思います。

青木委員、お願いいたします。

青 木 委 員 今、教育長からお話があったとおり、12年の長きにわたってお世話になりました。本当にありがとうございました。

考えてみますと、私が教育委員を拝命したときに小学校に入学したお子様が高校を卒業するという年月になりました。私もようやく卒業でございます。

長沼教育長、そして、皆さんが、ますますこれから、素晴らしい板橋を作り上げてくれるんだなということで、もう安心して去れる気がします。

自分は自分で、下町の方で何とかこの板橋をめざして、私立で教育ができないかというところで、もう少し頑張っていきたいと思います。

本当に12年間、お世話になりました。

皆さんのますますのご活躍、それから、板橋の教育行政の発展を祈念して、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

教 育 長 ありがとうございました。

引き続き、退任されても、また色々な形で教育委員会にもご助言をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の教育委員会は閉会いたします。ありがとうございました。

午前 10時 58分 閉会